

「中高年世代活躍応援プロジェクト福井県協議会」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「ふくい就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「ふくいPF」という。）を設置し、官民が協働して福井県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、ふくいPFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいく。これに伴い、ふくいPFについては「中高年世代活躍応援プロジェクト福井県協議会」（以下「福井県協議会」という。）と名称を改めることとした。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定。）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を拡充していく必要がある。

このため、福井県協議会においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことを目的とする。

2 構成員

- (1) 別紙「中高年世代活躍応援プロジェクト福井県協議会 構成員」のとおり

とする。なお、必要に応じて他の機関・団体に参画を求めることとする。

- (2) その他、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができることとする。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

①福井労働局（職業安定課）

- ・ 福井県協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

②福井県（産業労働部労働政策課）

- ・ 福井県協議会とりまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

③福井県

- ・ 市町ＰＦとの連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町ＰＦと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知広報

④支援機関（ハローワーク、機構、福井県の就労等支援施設）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 各種支援策の周知広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会
- ・ 面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ

- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報

4 福井県協議会における取組事項

福井県協議会においては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

福井県内の中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、地域が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の３類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、福井県と市町が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、ＫＰＩの設定及び事業計画の策定

①取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、ＫＰＩ（当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

②目標達成に資する事業計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町ＰＦとの連携

福井県は、市町ＰＦの事務局と連絡調整を図り、市町ＰＦとの情報共有と

広域的課題の対応を行う。(以下例示)

- ・ 支援対象者の受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・ 都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

福井県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則) この要領は令和8年4月1日から施行する。